



永 年 保 存

J (Z) 01-01

県 本 部 各 部 課 長 殿
県 下 各 警 察 署 長

宮本生企第223号
宮本総第43号
宮本務第296号
宮本地第150号
宮本刑総第226号
宮本交企第170号
宮本公第197号
平成12年3月17日
宮城県警察本部長

「安心して暮らせる空間」確保のための総合対策の推進について（通達）

最近、全国的に女性や子どもが被害者となる凶悪な犯罪に関して警察の対応が不十分であった事案が発生するなど、国民に対し警察が本来果たすべき責務を全うしていないとする強い不信感を抱かせている。このような状況の下で、現在の警察に強く求められているものは「安心して暮らせる空間」の確保であり、特に所在不明事案、女性に対するつきまとい事案、夫から妻への暴力事案、児童虐待事案、家庭内の暴力事案、民事介入暴力事案等について、警察の適切な対応を求める要望が切実なものとなっている。このため、これら事案に適切に対応し、犯罪等による被害の未然防止活動を徹底することを基本に、「安心して暮らせる空間」確保のための総合対策を下記のとおり定めたので通達する。

なお、本通達内容は全職員へ周知徹底を図るとともに、警察署において本通達に基づく総合対策を実施するに当たっては、署長の指揮の下に各課の連携を密にした格別の措置を講ずるように配意されたい。

記

第1 基本的対応

犯罪等の被害者はもとより、その不安を訴える者からの届出や相談を受けた場合においては、たとえその時点で犯罪等によることが明らかでないもの又は家庭内におけるものであっても、各部門間の連携を密にして適切な措置を講ずるなど、犯罪等による被害の未然防止の徹底を期し、かつ、「安心して暮らせる空間」確保のための総合対策を積極的に推進するものとする。さらに、犯罪はもとより、各種事案の発生状況を適時広報するなど、積極的な情報の提供に努めるものとし、この場合、報道機関の取材に対しては、あいまいな対応及び不正確な回答を行わないなど、適正な応答に努めるものとする。

第2 地域住民の要望の的確な把握

巡回連絡その他の活動を通じて、最近における犯罪等の発生傾向、被害の防止方法、緊急時の連絡方法及び地域住民の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項の指導連絡等を行うとともに、地域住民の警察や治安に関する要望を的確に把握した上で、これら要望に真にこたえる警戒・警ら、あるいは要点監視場所における監視活動等「住民の目に映す、住民に感じられる」地域警察活動を推進すること。また、あらゆる活動を通じて積極的な情報の提供を行うとともに、地域住民の要望の的確な把握に努め、内容に応じた当該把握事項主管課への確実な連絡及び連携に努めること。

第3 困りごと相談業務等の強化

1 基本対応及び指示の徹底

110番通報等による急訴事案、困りごと相談等は、相手の立場に立ち、迅速、的確かつ真摯に対応することを基本とし、これを所属職員に漏れなく指示して浸透させること。その際、警察法第1条の警察の設置目的及び同法第2条の警察の責務並びに警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）の定める事項の徹底を図ること。

2 警察署の対応体制の充実強化

- (1) 困りごと相談に係る事案は、すべて署長指揮の下に的確に対応するものとし、困りごと相談受理の専従担当者が配置されていない警察署にあっては、これに当たる担当者の指定を行うこと。また、当直等執務時間外の相談に対応するための担当者の指定及び交番・駐在所における適正処理等体制の充実強化を図ること。
- (2) 専従担当者及び指定担当者は、署長指揮の下に相談に係る事案解明を進め、必要に応じ被害関係者への防犯指導、保護対策を講じるとともに、相手方に対する指導・警告等の措置を講ずるなどして、被害の未然防止に当たること。
- (3) 署長は、事案の内容を自ら掌握して対応方針を決定するとともに、当該事案について部門を越えた対応が必要であると認める場合等はプロジェクトチームを設置した的確な対応を図ること。

3 相談内容に応じた適切な対応及び処理

- (1) 相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められるときは、直ちに事件主管課において措置すること。また、その時点では刑罰法令に抵触しないものの、相談者等に対して危害が及ぶ可能性が認められるときは、防犯指導、住居等周辺の警戒、保護、相手方への指導・警告又は説得を行い、被害の未然防止を徹底すること。

なお、つきまとい事案、夫から妻への暴力事案等に関しては、「女性・子どもを守る施策実施要綱」（平成12年1月28日付け宮本生企第76号。以下「実施要綱」という。）に基づいた措置を行うこと。

- (2) (1)以外の相談内容に関しては、事案に応じ、相談者の立場に立った適切な助言指導を行うとともに、当該事案が他の行政機関等で取り扱うことが適切な場合には、相談者の理解を得た上で当該機関に引き継ぐこと。この場合、他の行政機関等に引き継いだ事案については、その経過を記録するとともに、その後における当該機関の処理結果を確認し、合わせて確実にこれを記録した上で、署長の決裁を受けておくこと。

4 取扱い状況の記録と保存の徹底

相談の取扱いについては、その対応結果まで記録するとともに、「困りごと相談簿」として定められた期間内は確実に保管すること。

なお、「困りごと相談簿」の保存期間は、現行の「宮城県警察文書取扱規程」（平成6年宮城県警察本部訓令第3号）第30条に基づく「文書分類基準表」で1年と定められているが、これにかかわらず別に定めるまでの間、その保存期間は3年とする。

第4 子どもを犯罪から守る対策の推進

子どもを犯罪から守る対策については、実施要綱に基づくほか、次の事項にも配慮すること。

1 警戒・警らの強化等

(1) 地域住民が抱く不安への迅速な対応

不審者の出没等によって地域住民が不安を感じている幼稚園、小学校等の通学時間帯の通学路においては、制服警察官による警戒・警ら活動を強化し、抑止効果の強い「見える活動」を行うこと。また、不審者の出没その他この種案件に関する相談等がなされた場合も、警戒・警ら等必要な措置を迅速に講じること。

(2) 職務質問等の徹底

学校周辺、通学路、公園等において、子どもに対する声掛け等を行い、又は行うおそれのある不審者を発見し、あるいは地域住民等から通報を受けた場合は、当該不審者に対する職務質問を徹底するとともに、各種照会を励行すること。また、当該不審者による行為が刑罰法令に抵触する場合は、検挙措置をとるほか、刑罰法令に抵触しない場合でも、指導・警告等事案に応じた適切な措置を講ずること。

(3) 不審者情報の効果的活用

あらゆる活動を通じて不審者に関する情報を積極的に収集し、把握した情報については、地域安全情報として地域住民に迅速に提供するほか、当該業務主管課で情報を資料化し、各部門間での共有化を図ること。また、情報の提供に当たっては、交番や「子ども110番の家」のFAXネットワークの構築・活用等により時期を失することなく伝達できるように配慮すること。ただし、性犯罪等の情報を提供する場合にあっては、特に実施要綱に定める留意事項に配慮すること。

2 協力体制の確立等

(1) 効果的な情報交換の実施

「学校・警察連絡協議会」等を利用して、子どもを犯罪から守るために必要な情報の交換を行い、それぞれの情報を効果的に活用すること。特に地域住民が不安を覚える不審者情報等は、関係機関・団体間で共有するなど、遺漏のないよう配慮すること。

(2) 地域住民への協力依頼と通報時の迅速な対応

「子ども110番の家」はもとより、学校周辺及び通学路周辺住民の協力を求め、子どもに対する声掛け事案等を認知した場合は、警察、学校への早期通報が確実になされるための協力体制を確立すること。また、不審者関連の情報を早期に認知できるタクシー業者、郵便局、宅配業者等に対し、当該情報の早期通報の協力を要請すること。

3 通学路等における防犯設備の設置促進等

地域住民等と協働し、学校周辺、通学路等子どもに対する犯罪の発生が懸念される危険個所の点検を実施すること。また、把握した危険個所のうち、早急に対策を講じる必要のある場所については、防犯灯の設置、植栽の刈り込みによる死角の解消等自治体と連携した対策を実施すること。

第5 部門間及び関係機関等との連携強化

1 各部門間の連携強化

巡回連絡、警ら、捜査、相談業務その他の活動により得られた地域における犯罪の発生状況及び地域住民の要望に係る情報は、当該業務主管課で取りまとめてこれの共有化を進め、犯罪等の未然防止並びに事案発生時の被害者の保護及び事件の早期検挙のための部門間の連携を強化すること。また、本総合対策の推進に関しては、全職員に対する積極的な教養を実施し、実効の上がるように努めること。

2 関係機関等との連携強化

学校、PTA、関係行政機関、防犯ボランティア、民間の被害者支援組織、地域住民との連携・協力関係を強化し、地域において、犯罪等の未然防止、発生時における迅速な検挙、被害者への的確な支援及び被害の拡大防止に努めること。

第6 困りごと相談業務等に対する賞揚措置等

各級幹部は相談業務の実情を十分把握し、相談者等に対する警戒・保護活動及び相手方に対する警告の実施等適切な相談対応によって犯罪及び危害の未然防止に功績があった行為に対しては、積極的な賞揚措置をとること。また、職員の実績評価に当たっては、犯罪の未然防止等に功績のあった困りごと相談、被害者の保護、支援等についても十分に勘案すること。